

養護老人ホームとは？

養護老人ホームとは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において自立した生活が困難で、日常的な養護を受けることができない高齢者が市区町村の措置によって入所をする施設です。入所した高齢者に対し、食事の提供や日常生活の見守りなどを行うことで、自立した生活ができるように支援します。

養護老人ホームの基礎知識

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

- ① 養護者（家族や頼れる親族等）がおらず、日常生活に支障をきたしているとき
 - ② 住居の老朽化などの理由で、住環境が著しく悪いとき
 - ③ 家族からの暴力や暴言などがあり、自宅で生活することで高齢者にとって悪影響があるとき
 - ④ 経済的な事情で在宅生活に困窮しているとき
 - ⑤ 家を取り壊さないといけない、アパートを立ち退かなければならないなど、近い将来住むところがなくなってしまうとき
- ※以上は一例ですので、詳しくは玉名市役所高齢介護課までご相談ください。



① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

玉名市に居住する原則65歳以上の高齢者で、以下の理由のいずれにも該当する方

環境上の理由 以下のすべてに該当すること

- ア) 居宅において自立して生活することが困難な者であって、身寄りがない、若しくは、適切に支援ができる親族等がない者
- イ) 健康状態が施設入所に適している者
- ウ) 家族や住居などの理由で、現在の環境では在宅で生活することが困難であると認められる者

経済的理由 以下のいずれかに該当すること

- i) 対象者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること
- ii) 対象者及びその生計を維持している者について市町村民税の所得割が課せられていないこと
- iii) 災害その他の事情により、対象者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められること

※詳しくは別紙の玉名市老人保護措置基準か玉名市老人保護措置基準フロー図をご確認ください。

養護老人ホームのサービス内容

☆施設で提供される具体的なサービス

- ・住居や食事の提供
- ・日常生活のサポート
- ・自立支援
- ・悩み事相談
- ・健康管理
- ・レクリエーション活動 など



※サービスの内容は施設によって異なります。

養護老人ホームは介護施設ではありません（特定施設入所者生活介護の指定を受けている場合を除く）。日常生活の支援は行いますが、介護は基本的に行いません。介護サービスが必要な場合は、別途介護保険の認定を受ける必要があります。

よくある質問①

Q.措置ってなに？

A.措置（制度）とは、福祉サービスを必要としている人に対して、市区町村が必要性を判断して利用者のサービスを決定することです。養護老人ホームについては、市区町村が対象者の施設入所および養護を施設に委託することとなります。

Q.有料老人ホームや特別養護老人ホームとの違いは？

A.有料老人ホームや特別養護老人ホームは入所者（もしくはその家族）と施設との契約により、サービスが開始されます。一方、養護老人ホームを利用したい場合は、居住している市区町村に申出を行い、入所要件に適していると判断された後、市区町村の措置によりサービスが開始されます。

Q.養護老人ホームのメリットやデメリットは？

A.メリット : 民間の施設に比べて、低額（※）で利用できます。また、介護保険の認定を受けていなくても入所することができます。

（※対象者の収入や扶養義務者の所得により利用負担額が変わります。）

デメリット : 定期的開催される入所判定委員会で判定を受ける必要があるため、申出から入所まで時間を要する場合があります。また、健康状態が施設入所に適する方を入所の要件としているため、概ね3ヶ月以上の入院が必要になった場合や介護度が重くなった場合は、措置は廃止となり、退所する必要があります。

養護老人ホーム入所の流れ



入所相談

まずは市役所（高齢介護課）に相談ください。詳しい話を伺ったうえで、申出書等をお渡しします。

入所申出

市役所（高齢介護課）の窓口で受け付けます。原則として、必要書類がすべてそろった状態で受理します。申出は対象者本人もしくはその親族等が行います。

調査

対象者やその扶養義務者等について、心身、生計、住環境等の調査を行います。

体験入所もしくは施設職員との面接

施設が対象者を受け入れ可能か事前に確認します。また、対象者の施設入所の意思を確認します。

事前入所判定会

玉名市と玉名市包括支援センターにおける事前の判定会議を行います。この会議で申出が却下となることがあります。

玉名郡市老人ホーム合同入所判定会

玉名圏域の1市4町で設置・開催している判定会議において、入所の可否を判定します。この判定会議は毎年7月・11月・2月に定期で開催をしています。なお、対象者の状況により、緊急的な入所が必要である場合は、臨時的判定会議を行うこともあります。

申出者への決定通知

判定会議での判定結果に基づき、入所の可否を通知します。

入所

市役所で住所変更などの手続きを経て施設に入所します。

養護老人ホーム入所費用

☆養護老人ホーム入所費用の仕組み

養護老人ホームへの入所は行政が措置で行うため、施設へ支払う費用は全額玉名市が負担します。その後、対象者や扶養義務者の負担能力に応じた負担金を玉名市に納めていただきます。また、負担金額は毎年7月1日を基準に改定を行うため、毎年資料を提出していただきます。

①対象者の負担金

前年の対象収入（※）に応じて負担金額を認定します。

※年金等の収入から税金や社会保険料、医療費等の必要経費を控除した額

対象収入	費用徴収基準月額
270,000円以下の場合	0円
270,001円以上1,500,000円の場合	1,000～81,100円
1,500,001円以上の場合	(150万円超過額×0.9÷12ヵ月)+81,000円 ※100円未満切り捨て

②扶養義務者の負担金

民法に定める扶養義務者のうち、原則として、対象者と同居をしていた配偶者又は子を扶養義務者とします。

ただし、1人暮らしの方について、扶養の実態がある場合には、別居の配偶者又は子も扶養義務者となります。

また、対象者を税法上もしくは医療保険の被扶養者、扶養手当（その他これに準ずる手当を含む）の支給対象者としている場合も同様です。

以上の要件に当てはまる場合、対象者の生活を援助する義務（扶養義務）が生じるため、前年度の所得税等に基づき負担金額を決定します。

税額等による階層区分	費用徴収基準月額
生活保護を受給している方 市町村民税が均等割が非課税の方	0円
市町村民税の均等割のみ課税されている方	4,500円
所得税が非課税で、市町村民税の所得割が課税されている方	6,600円
所得税が課税されており、その税額が6,270,000円以下の方	税額により9,000円～191,200円
所得税が課税されており、その税額が6,270,001円以上の方	その月における、その被措置者に係る措置費の支弁額

養護老人ホーム入所の申出に必要な書類

【対象者に関するもの】

- 住民票謄本
 - 戸籍謄本
 - 診断書（養護老人ホーム入所申請用）
※感染症の有無を確認するため、必ずレントゲンを撮ってください。
 - 収入申告書（様式第6号）
 - 対象者の前年分の源泉徴収票とすべての預金通帳のコピー（前年1年分の出し入れの記録がわかるもの）
 - 国民健康保険証（75歳以上の方は後期高齢者医療保険証）のコピー
 - 介護保険証のコピー
 - 年金証書のコピー
 - 前年分の国民健康保険税納付証明書（申告用） ←前年75歳未満
 - 前年分の後期高齢者医療保険料納付証明書（申告用） ←前年75歳以上
 - 前年分の介護保険料納付証明書（申告用）
 - 養護老人ホーム入所申出書
 - 生活歴
 - 家族構成表
 - 身元引受書
- ### 【扶養義務者に関するもの】
- ※配偶者または子がいる場合は全員分必要です。
- 〈所得税課税の方〉
→前年分の源泉徴収票又は確定申告書（所得税額がわかるもの）
 - 〈所得税非課税の方〉
→市県民税所得課税証明書（申出をした年度のもの）



よくある質問②

Q.対象者と同居をしているが、世帯分離をしている場合は？

A.扶養義務者は下記のとおり認定します。

■扶養義務者の認定

- ・民法上の扶養義務者のうち、配偶者及び子
 - ・他の者と養子縁組をした実子
- 上記の扶養義務者が2人以上いる場合、所得税額が最も多い者を「主たる扶養義務者」として認定します。

■同一世帯の認定

〈同じ住居、敷地に居住している場合〉

- ・同じ住居に居住し、生計を一にしている配偶者及び子は、同一の世帯員として認定します。

・同じ敷地内で棟を異にし、住民基本台帳上は別世帯となっている場合でも、社会通念上家計を共同して生活を営んでいると認められる場合は同一世帯と認定します。

〈同じ住居、敷地に居住していない場合〉

- ・居住を一緒にしていなくても、出稼ぎをしている場合や療養のため入院している場合、仕送り等により対象者の世帯の生計が維持されている場合などは、出身世帯に属する扶養義務者とみなし、同一世帯として認定します。

Q.要介護認定を受けていたら入れないってホント？

A.要介護認定を受けていても入所できます。玉名市老人保護措置基準では、常時介護が必要でない者（概ね要介護1以下相当）を措置の対象としています。ただし、要介護2以上であっても施設が受け入れ可能ならば入所できる場合があります。

Q.養護老人ホームはどこにあるの？

A.養護老人ホームは全国1,741市区町村のうち、689市区町村に所在しており、全国で947施設あります（2020年4月現在）。玉名市にも1施設ありますので、住み慣れた土地で生活することができます。

《まとめ》

養護老人ホームは、日常的な支援や見守りが必要な高齢者に対し、食事の提供や健康管理等を行うことで自立した生活が送れるよう支援する施設です。入所対象者は身寄りがなく、環境上の理由及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者であり、そのような方を市区町村の決定により施設へ入所させる福祉サービスです。これを「措置（制度）」といいます。

養護老人ホームは介護施設ではないため（特定施設入所者生活介護の指定を受けている場合を除く）、介護サービスを受けることはできません。入所中に介護サービスが必要となった場合は別途介護保険の認定を受ける必要があります。また、ある程度自立した生活ができる方を入所の対象としていますが、要介護認定を受けていても入所は可能です。ただし、すでに入所をしている方であっても、病気などの理由で健康状態が入所に適さない状態となり、それが長期間続く場合（概ね3ヶ月以上の入院が見込まれる場合や介護度が重くなった場合など）は措置は廃止となります。

入所するためには市役所に申出をする必要があります。また、入所の申出は対象者本人もしくはその親族等が行います。ただし、定期で開催される玉名郡市合同入所判定委員会で入所可の判定を受ける必要があるため、申出から入所まで時間を要する場合があります。

養護老人ホームの入所負担金は対象者の年間収入や扶養義務者の年間所得に見合った範囲で設定されるため、無理のない額が認定されます。

入所したい方、入所をさせた方がよいと思われる高齢者をご存じの方は、玉名市役所高齢介護課までご相談ください。

《問い合わせ先》

玉名市役所 高齢介護課

〒865-8501 玉名市岩崎163番地 TEL：(0968)75-1339 FAX:(0968)73-2362